入 札 公 告
（事後審査方式）（入札説明書を兼ねる）

令和　8 年度　吾妻警察署建設工事（機械設備工事）に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。） 第１６７条の６第１項の規定により公告します。

本件は、自治令第１６７条の５の２第１項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

令和 8 年 11 月 6 日

群馬県警察本部長　　丸山　潤

記

1　担当部局

〒３７１－８５８０

群馬県前橋市大手町１－１－１

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係　電話０２７－２４３－０１１０　内線2214～2216

2　工事の内容

(1) 工 事 名　吾妻警察署建設工事（機械設備工事）

(2) 工事場所　吾妻郡東吾妻町大字原町須郷沢179番地 他

(3) 工事概要　新庁舎建設における機械設備一式工事

(4) 工事詳細　別冊図面及び仕様書のとおり

(5) 工　　期　約 14.5 箇月(契約締結日の翌日 ～ 令和 10 年 2 月 29 日までの間)

3　入札参加形態

単体による参加

4　入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 自治令第１６７条の４第１項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 群馬県財務規則第１７０条第２項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第２条第２項に規定する指名停止を受けていない者であること。なお、（２）及び（３）において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 群馬県建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第１０条第１項に規定する令和８・９年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。

(5) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５

号）第２７条及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない者を除く。）

(6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

(7) この工事に係る設計業務等の受託者ではないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

(8) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第７条第２項に抵触しない。

ア　資本関係

(ｱ)　親会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）

(ｲ)　親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

イ　人的関係

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く

・　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

・　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(9) 資格者名簿に　「　管　工　事　」の格付けが　A　等　級　で事業登録されていること。

(10) 建設業法に基づく管工事について特定建設業の許可を受けている者であること。

(11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者を専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

ア　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ　入札参加資格の確認申請前において、３か月以上継続して雇用している者であること。

ウ　同種（管工事）の工事経験を有する者であること。

5　設計業務等の受託者

(1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社　石井設計

(2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、株式会社　石井設計が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

6　入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出

(1) 申請書及び資料は、令和 8 年 11 月 6 日（ 金 ）午前9時 ～ 令和 8 年 12 月 8 日（ 火 ）午後４時までに、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

ＵＲＬ：https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/

(2) 申請書及び資料を提出した者には電子入札システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

（事後審査のため、暫定的に資格「有」にて発行します。）

(3) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(4) 提出書類

ア　入札参加資格確認申請書（別記様式１）

イ　経営規模等評価結果通知書

ウ　入札参加資格確認資料（別記様式２）

エ　監理技術者等の資格・工事経歴（別記様式３）

(ｱ) この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格、同種の工事の工事経験１件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

(ｲ) 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験１件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

(ｳ) 別記様式３に記載すべき工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、その登録番号を別記様式３に記載し、ＣＯＲＩＮＳにより出力した「工事カルテ受領書の写し」を添付すること。

(ｴ) 上記の登録がない場合は、工事名、金額、工期、発注者、請負者、工事内容の確認できる部分の契約書の写しを添付するものとする。

(ｵ) 資格者証の写し、３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できるもの等

(5) 配置予定技術者選定にあたっての注意事項

ア　同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ（入札辞退）を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

イ　配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。

(6) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めることがある。

(8) 申請書及び資料は返却しない。

(9) 申請書及び資料に関する問い合わせ先

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係　電話０２７－２４３－０１１０　内線2214～2216

7　設計図面、仕様書（金額抜き設計書並びに情報セキュリティの確保に関する特約条項(以下「金抜き設計書等」という。））、設計図面及び仕様書（金額抜き設計書等）以外の別冊図書等（建設工事請負契約条項及び契約約款等）の閲覧等

(1) 設計図面

ア　配布期間　　令和 8 年 11 月 6 日（ 金 ）～令和 8 年 12 月 8 日（ 火 ）までの毎日、午前９時から午後４時まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後１時までの時間を除く。
※　設計図面の返却は　令和 8 年 12 月 14 日（ 月 ）　午後４時まで

イ　配布場所　　群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
※　設計図面の配布については、設計図書予約申込書（別記様式４）を上記配布場所に提出

(2) 仕様書（金額抜き設計書等）

ア　配布期間　　令和 8 年 11 月 6 日（ 金 ）～令和 8 年 12 月 8 日（ 火 ）までの毎日
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

イ　配布場所　　電子入札システムによる。
ＵＲＬ：https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/
上記による入手が不可能な者は、発注者と協議すること。

(3) 別冊図書等

ア　閲覧期間　　令和 8 年 11 月 6 日（ 金 ）～令和 8 年 12 月 14 日（ 月 ）までの毎日、午前９時から午後４時まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後１時までの時間を除く。

イ　閲覧場所　　群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

(4) 設計図面並びに仕様書（金額抜き設計書等）及び別冊図書等に対する質問は、簡易な内容を除き別記様式５（以下「質問・回答書」という。）により提出すること。

ア　提出期間　　令和 8 年 11 月 6 日（ 金 ）～令和 8 年 12 月 8 日（ 火 ）までの毎日、午前９時から午後４時まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後１時までの時間を除く。

イ　提出場所　　群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

(5) (4)による質問があったときは、 令和 8 年 12 月 9 日（ 水 ）までに質問・回答書により回答する。

(6) (5)の質問に対する回答は、閲覧に供する。

ア　閲覧期間　　令和 8 年 11 月 6 日（ 金 ）～令和 8 年 12 月 14 日（ 月 ）までの毎日、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後１時までの時間を除く。

イ　閲覧場所　　群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

8　現場説明会　　行わない。

9　入札方法等

(1) この入札は、電子入札システムにより行う。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、規則、群馬県建設工事執行規程（昭和４０年訓令甲第２号）及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

(4) 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算

した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書の引き換え又は変更は認めない。

(6) 第１回の入札において落札候補者がいないときは、入札執行者の指示により第２回目の入札を行うことがある。

なお、２回目の入札で落札候補者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

10　入札手続

(1) 入札開始日時	令和　8　年 12 月 10 日（ 木 ）	9時00分
(2) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時	令和　8　年 12 月 14 日（ 月 ）	16時00分
(3) 内訳書開封予定日時	令和　8　年 12 月 14 日（ 月 ）	16時01分
(4) 開札予定日時	令和　8　年 12 月 15 日（ 火 ）	9時00分

11　入札保証金

免除

12　契約保証

契約保証については、次の中から受注者が選択するものとする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）

(3) 履行保証保険

(4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10％以上）

(5) 利付国債もしくは地方債

13　工事費内訳書

(1) 入札参加者は、第１回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書は、中科目別内訳までを提出すること。

(3) 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記載すること。

(4) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。

(5) 工事費内訳書は返却しない。

(6) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14　開札

(1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立会いを認める。

15　入札の無効

(1) 入札参加資格がない者が行った入札

(2) 入札に係る不正行為を行った者による入札

(3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札

(4) 同一の者が行った複数の入札
(5) ＩＣカードの不正使用により行った入札
(6) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札
(7) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
(8) その他入札に関する条件に違反したとき
(9) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す

16　入札参加資格の審査と落札者の決定方法

(1) 群馬県財務規則１６９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ失格基準価格以上の入札を行った者のうち、最低入札価格者が調査基準価格以上の場合、当該者を落札者とする。ただし、本案件は、低入札価格調査制度を適用しているため、調査基準価格を下回る入札をした場合は、履行の確保が図れるか否かを調査、検討した後に落札者を決定する。

　調査の結果、落札者となるべき者が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあって著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者の内、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(2) 落札候補者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
(3) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
(4) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。
(5) 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。
(6) 入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知する。
(7) 落札候補者がこの工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者を落札候補者とする。
(8) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
(9) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

17　入札参加資格がないと認めた理由

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県警察本部に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式６）により説明を求めることができる。

ア　提出期間　通知を行った日の翌日から起算して５日（群馬県の休日を定める条例第１条第１項に規程する県の機関の休日を含まない。）以内　午前９時から午後４時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後１時までの時間を除く。

イ　提出場所　群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

(2) 説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して５日（群馬県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の機関の休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

18　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約

を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。（別記様式７）

19　工事請負契約書

落札決定後、発注者の示す契約書案により、契約書を作成するものとする。

20　支払条件

(1) 前払金　　請負代金の４０％以内

(2) 部分払いの回数　　各年度　4 回以内（ただし、前金払を受けた場合は　3　回以内）
中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を１回減じる。

(3) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

21　火災保険を付することの要否　　要

22　この工事に密接な関連がある他の工事　　吾妻警察署建設工事（建築工事）
吾妻警察署建設工事（電気設備工事）

23　その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、群馬県競争入札心得及び情報セキュリティの確保に関する特約条項を熟読し、これを遵守すること。

(3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づいて指名停止措置を行うことがある。

(4) 落札者は、６の資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(5) 契約担当者は、落札者が 監理 技術者等を適正に配置しないときは、契約を締結しないことがある。

(6) この説明書は、本件に係る手続き以外の目的に使用してはならない。

(7) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

(8) 締結する契約書には、この契約に関し、受注者が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金の１０分の１に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。

ア　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

イ　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(9) 本工事は、発注者が発注時に週休２日の取組を指定する「週休２日促進工事（発注者指定型）」である。受注者は「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」のいずれかを選択し、工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休２日促進工事については「営繕工事における週休２日促進工事実施要領」による。

(10) ぐんま電子入札共同システムは、土・日・祝日は稼働しない。